

JASマーク及び格付について

JAS格付の表示について

認証を受け生産等を行った後に、JAS規格に基づく格付を行い、その有機食品や生産情報公表食品に「有機〇〇」「生産情報公表〇〇」という表示をし、JASマークを貼付する。

有機食品や生産情報公表食品等に「有機〇〇」「生産情報公表〇〇」という名称を表示する場合は、JASマークを必ず貼付しなければならない。

例えば、名称に「生産情報公表農産物」と書いてJASマークを貼付しない、又はJASマークを貼付し名称をただの「にんじん」とすることは認められない。

また、有機食品や生産情報公表食品のJASマークの下には、認証を受けたOCOの名称と認証番号を記載しなければならない。

格付及び表示手順

- ① 行程検査(記録をもとに検査)
- ② 適合品及び不適合品の管理
- ③ 表示
- ④ 格付後の出荷及び処分管理
- ⑤ 記録の作成と保存

有機農産物の名称表示について

有機農産物の名称は有機農産物のJAS規格の第5条の方法で、表示しなければならない。

- ・「有機農産物」
- ・「有機栽培農産物」
- ・「有機農産物〇〇」又は「〇〇(有機農産物)」
- ・「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇(有機栽培農産物)」
- ・「有機栽培〇〇」又は「〇〇(有機栽培)」
- ・「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」
- ・「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

(注「〇〇」には、当該名称の一般的な名称を記載すること。)

有機加工食品の名称表示について

有機加工食品の名称は有機加工食品のJAS規格の第5条の方法で表示しなければならない。

- ・「有機加工食品〇〇」又は「〇〇有機加工食品)」
- ・「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

(注「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。)

有機飼料の名称表示について

有機飼料の名称は有機飼料のJAS規格の第5条の方法で表示しなければならない。

- ・「有機飼料」又は「オーガニック飼料)」
- ・「有機飼料〇〇」又は「〇〇(有機飼料)」
- ・「オーガニック飼料〇〇」又は「〇〇(オーガニック飼料)」

(注「〇〇」には、当該飼料の一般的な名称を記載すること。)

有機畜産物の名称表示について

有機畜産物の名称は有機畜産物のJAS規格の第5条の方法で表示しなければならない。

- ・ 「有機畜産物」
- ・ 「有機畜産物〇〇」又は「〇〇(有機畜産物)」
- ・ 「有機畜産〇〇」又は「〇〇(有機畜産)」
- ・ 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」
- ・ 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

(注「〇〇」には、当該畜産物の一般的な名称を記載すること。)

地鶏肉の名称表示について

地鶏肉の名称は地鶏肉のJAS規格の第4条の方法で表示しなければならない。

- ・ 名称
- ・ 名組み合わせ
- ・ 飼育期間
- ・ 飼育方法
- ・ 内容量
- ・ 賞味期限または消費期限
- ・ 保存方法、生産業者など

生産情報公表の名称表示について

生産情報公表食品の名称は生産情報公表のJAS規格の第4条の方法で表示しなければならない。

- ・ 「生産情報公表〇〇」又は「〇〇(生産情報公表)」

(注「〇〇」には、当該農産物などの一般的な名称を記載すること。)